

平成28年度家庭ごみ組成分析調査結果の速報値について

区では、平成28年9月8日から14日までの間に資源・ごみ集積所（6地区）に排出された家庭ごみ（燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみ、資源）を対象に、組成分析調査を実施しました。

本調査で得られた燃やすごみ及び金属・陶器・ガラスごみの組成分析結果の速報値は、次のとおりです。

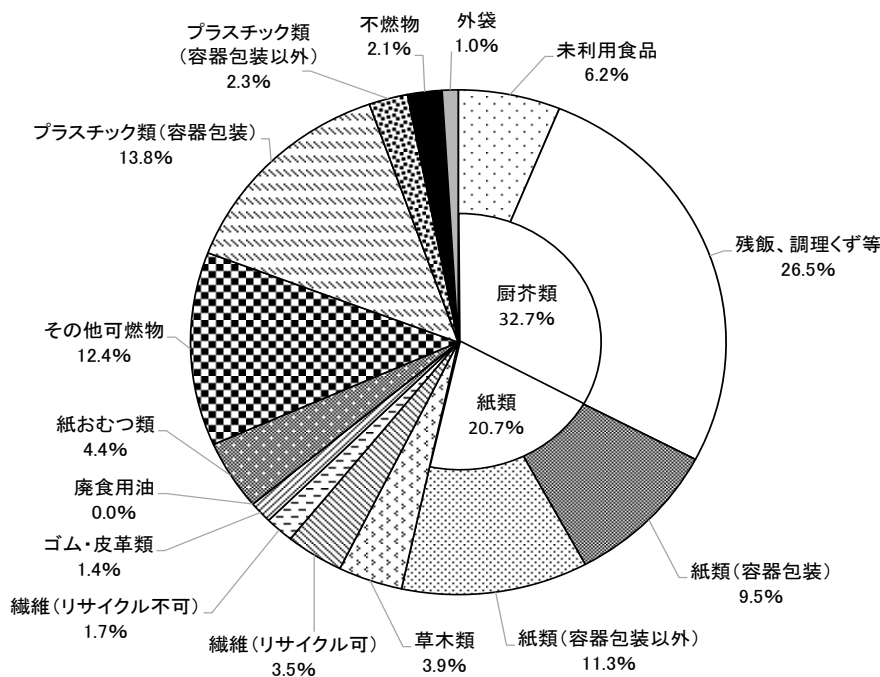
(1) 調査結果

① 燃やすごみ

家庭から排出された燃やすごみの組成割合は、厨芥類（残飯、調理くず等及び未利用食品）が32.7%と最も多く、紙類が20.7%でそれに続いています。また、プラスチック類（容器包装）が13.8%、繊維（リサイクル可能）が3.5%含まれています。

燃やすごみの中には、区が現在資源として回収している品目が、33.5%混入している状況です。

燃やすごみの組成分析結果



項目	割合 (%)
厨芥類	32.7
紙類	20.7
プラスチック類 (容器包装)	13.8
繊維 (リサイクル可能)	3.5
その他可燃物	12.4
⋮	⋮
合計	100.0

[補足]

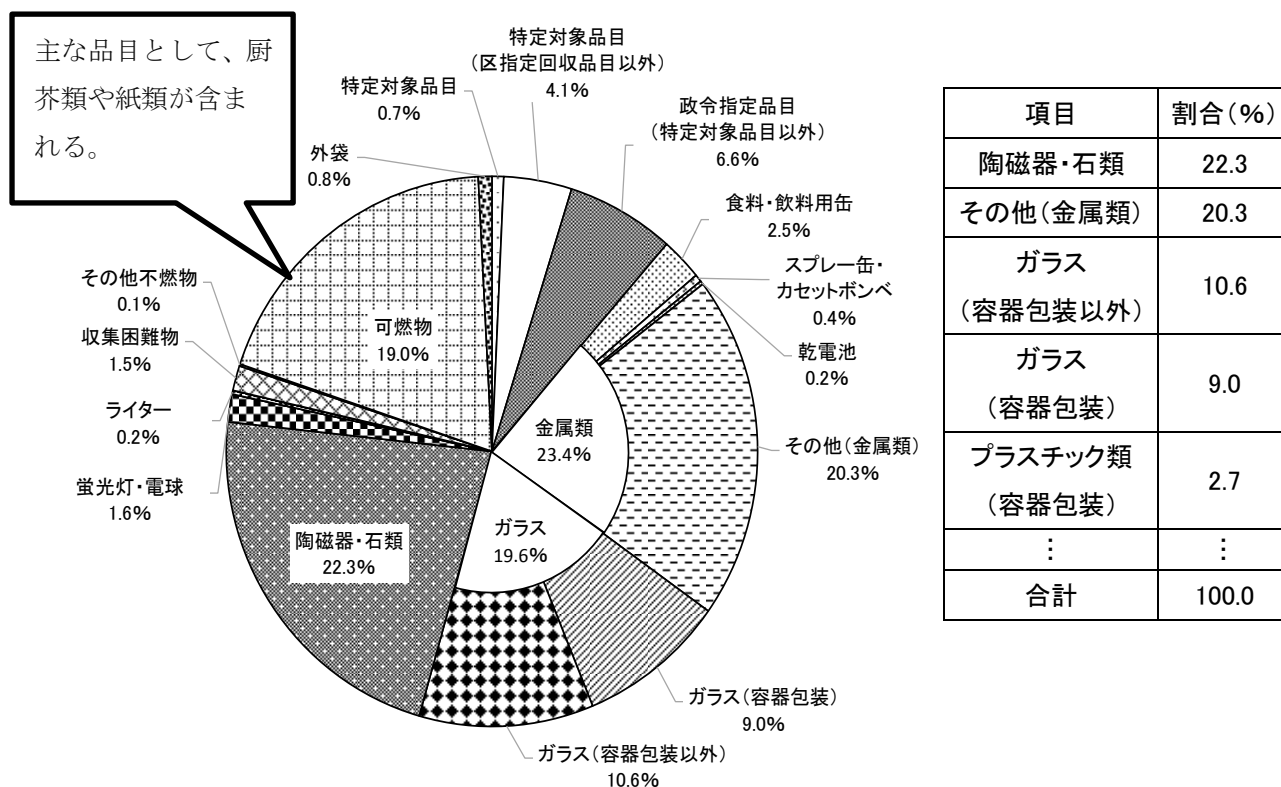
- 厨芥類：残飯、調理くず等及び未利用食品を指します。
- その他可燃物：たばこの吸い殻や割り箸、ちり紙等を指します。

② 金属・陶器・ガラスごみ

家庭から排出された金属・陶器・ガラスごみの組成割合は、陶磁器・石類が 22.3% と最も多く、次いでその他（金属類）が 20.3%、ガラス（容器包装以外）が 10.6%、ガラス（容器包装）が 9.0% となっています。

また、金属・陶器・ガラスごみの中には、区が現在資源として回収している品目が、15.1% 混入している状況です。

金属・陶器・ガラスごみの組成分析結果



[補足]

- 特定対象品目：区の回収対象となる使用済小型電子機器等（9品目）を指します。
- 特定対象品目（区指定回収品目以外）：国が特定対象品目として定めるもののうち、区の回収対象となる使用済小型電子機器等以外（電話機、ラジオ等）のものを指します。
- 政令指定品目（特定対象品目以外）：「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で定める28品目のうち、上記の特定対象品目以外のものを指します。
- その他（金属類）：食料・飲料用缶及びスプレー缶・カセットボンベ、乾電池以外の金属類を指します。
- 収集困難物：土砂や残土、灰等を指します。
- その他不燃物：傘や携帯カイロ、乾燥剤等を指します。

(2) 平成23年度家庭ごみ組成分析調査結果
資料2-2のとおり